

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和3年3月26日

○出席委員（6名）

委員長 坂倉 広子
委員 濱口 正久
委員 浜口 一利

副委員長 河村 孝
委員 戸上 健
委員 世古 安秀

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・中村総務課長
- ・濱口企画財政課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水 敏也

議事総務係 中村 真緒
書 記

(午後 3時18分 再開)

○坂倉広子委員長 本会議に引き続きお疲れさまでございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和3年3月31日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。

○中村総務課長 総務課長、中村です。よろしく申し上げます。

それでは、令和3年3月31日会議に提出いたします議案について説明させていただきます。

提出議案一覧表をご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第91号から議案第93号が令和3年度補正予算議案3件、議案第94号から第96号が条例議案3件の計6件を提出いたします。

なお、議案第94号、第95号につきましては、現在国会審議中の地方税法等の一部改正に基づく議案でありますので、本日は未定稿として提出させていただいており、国会審議の結果を待ち、精査した上で3月30日に改めて提出させていただきますので、ご了承をお願いします。

それでは、議案第91号、令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）等について説明をさせていただきます。

補正予算の概要をご覧ください。

まず、表面です。

補正予算の規模ですが、令和3年度一般会計補正予算（第1号）は、地域振興事業で1,002万9,000円、予防接種事業で9,301万7,000円のほか中学校給与等管理費で241万2,000円を計上し、補正後の一般会計予算額は114億2,540万円となります。

特別会計におきましては、介護保険事業で2,804万5,000円を減額するなど、補正後の特別会計予算額は69億435万5,000円となります。

主なものについて説明をさせていただきます。

ちょっと飛びますけれども、まず、9ページのほうをご覧ください。

感染予防対策応援事業として300万円を計上しております。従業員等に新型コロナウイルスの感染が確認された際に、消毒作業が必要となる事業所等へ補助金を交付する費用を補正します。

その下の段ですが、新型コロナウイルスワクチン接種事業として9,301万7,000円を計上しております。新型コロナウイルスワクチンの予防接種について、4月以降、順次ワクチンが納入されるため、保健福祉センターひだまり、またはサブアリーナ、各離島に接種会場を設け、接種を行います。住民の接種は、優先順位の上位である高齢者から開始されるため、予防接種を実施するための経費として、接種日程等通知用郵送代、予約受付のためのコールセンター費用、会場設営費用、消毒薬など接種に伴う消耗品、医師、看護師報酬などに加え、64歳以下の対象者の接種券の作成費、郵送代について補正をします。

4ページに戻っていただきまして、4ページの上段ですけれども、社会福祉一般職員給与費をはじめとして各項目にわたりますけれども、内容のところに、重層的支援体制整備事業とありますけれども、この事業を展

開していくことから、関係する各事業費について組替えを行うものです。

この事業の組替えに該当するものは、4ページの、今申しました社会福祉一般給与費、次の社会福祉総務一般管理経費、それから、5ページの下段、介護保険事業特別会計繰出金、続いて、6ページの介護予防・生活支援サービス事業、それから、次の包括的支援事業・任意事業、それから、13ページに飛びまして、介護保険事業特別会計の全事業がこれに該当するものとして組替えを行います。

そのほか、各公共施設において、新型コロナウイルス感染が確認された際の除染費用を計上しております。補正につきましては以上でございます。

続きまして、先ほどの議案一覧表に戻っていただきまして、2ページをお願いします。

議案第94号、鳥羽市市税条例等の一部改正について、税務課です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行います。

主な内容ですけれども、3点ほど挙げております。

まず、市民税について、住宅ローン控除ですが、住宅ローン控除の控除期間13年の特例の適用期限について延長し、一定の期間に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とする。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について、面積要件を緩和し、床面積が40平米以上50平米未満である住宅も対象とする。

その他現行制度と同様に住宅ローン控除額が所得税額を超える場合、控除し切れない額を市民税から控除します。この措置による減収につきましては、全額国費で補填をされます。

変更点につきましては、入居期限、新築、それから建売等それぞれの期間が1年延長されます。面積要件につきましては、50平米以上から40平米以上、これにつきましては、括弧書きの条件がございます。

つづきまして、軽自動車税です。①としまして、環境性能割の税率区分の見直しということで、軽減対象車の割合を現行と同様としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直します。

②としまして、環境性能割の臨時的軽減の延長です。環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限について9か月延長するものです。この措置による減収につきましては、全額国費で補填されます。令和3年3月31日までというものを令和3年12月31日までに改正をします。

次のページをお願いします。

③としまして、グリーン化特例（軽課）の見直しということで、重点化等を行った上で2年間延長するというので、下表のほうに改正案を示しております。

最後に、固定資産税です。土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長ということで、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、措置年度について価格の下落修正を行う措置並びに商業地域等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

また、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据置く、このほか細々といろいろありますが、主なものはこういったものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第95号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正について、税務課です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

先ほど説明しました固定資産税と同様に、令和3年度から5年度までの間ということで据置き措置がされます。

続きまして、議案第96号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、市民課です。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に係る傷病手当金の支給に関する特例の適用期間について、所要の改正を行うということで、特例の適用期限を3か月延長しまして、令和3年3月31日から令和3年6月30日までとします。

以上で提出議案についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○坂倉広子委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、議案の上程等について、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○清水事務局長 それでは、本会議の日程等についてご説明いたします。

3月31日の会議に上程される議案につきましては、先ほどの総務課長の説明がありましたとおり合計6件でございます。

それでは、議事日程案をご覧ください。裏側の2ページ目でございます。

本会議を再開し、会議録署名議員の指名後、議案第94号、鳥羽市市税条例等の一部改正について及び議案第95号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正の2議案の日切れ議案について一括上程し、提案者の趣旨説明がございました。趣旨説明の後、議案精読のため暫時休憩を挟みまして、議案に対する質疑を行います。質疑が終了しましたら、本会議を再開しますが、議案第94号及び議案第95号の日切れ議案の2議案につきましては、例年のことでありますが、国の法改正に伴う条例の一部改正でありますことから、委員会付託の省略をお願いしたいと思います。

したがって、本会議再開後は、委員会付託を省略することについてお諮りし、その後、討論を行い、議案第94号と議案第95号の二つの日切れ議案について表決をいたします。

続いて、議案第91号、令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）と議案第92号及び議案第93号の特別会計補正予算の2件及び議案第96号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についての計4議案の追加議案を一括上程し、提案者の趣旨説明がございました。趣旨説明の後、議案精読のため暫時休憩を挟みまして、議案に対する質疑を行います。質疑が終了しましたら、議案第91号から議案第93号までの三つの補正予算議案について予算決算常任委員会に付託し、議案第96号の1議案につきましては、総務民生常任委員会に付託し、審査をいただきます。

委員会終了後は本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論を経て、表決を行い、散会する日程とさせていただきます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願ひいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、お諮りいたします。

議案等の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

続きまして、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

提出予定の議案第94号、鳥羽市市税条例等の一部改正について、議案第95号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正についての2件については、委員会付託を省略いたしたいと考えます。これに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案第94号から議案第95号の2件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

ご協議いただくことは以上です。

これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。ありがとうございました。

(午後 3時33分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和3年3月26日

議会運営委員長 坂 倉 広 子